

# 公益通報者保護法の概要

## 1 公益通報

- 労働者が
- 不正の目的でなく
- 勤務先における(※1)
- 刑事罰の対象となる不正を(※2)
- 通報すること

※1 勤務先自体・勤務先の役員・従業員等についての

※2 国民の生命・身体・財産等の保護に関する法令(約470本)に規定する

①直接に刑事罰が科せられる行為

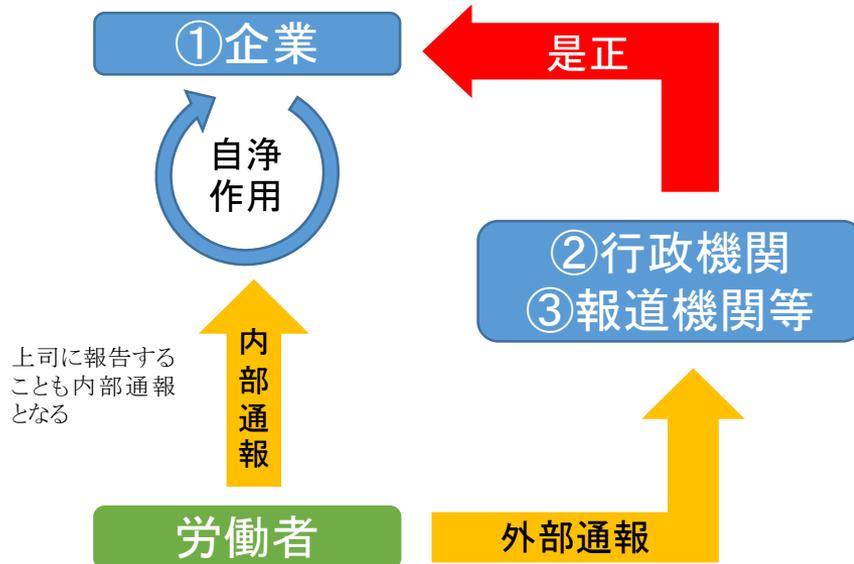
②最終的に刑事罰が科せられることにつながる行為

## 2 保護の内容

- 解雇は無効
  - 降格・減給その他の不利益な取扱い(※3)は禁止
- ↓
- 公益通報をしたことを理由として解雇や降格・減給をされた者は、裁判で争うことができる

※3 配置転換や嫌がらせなども禁止される

## 3 通報先と保護の条件



### 【保護の条件】 通報先により異なる

- ① 企業(内部通報)  
不正があると思料すること
- ② 行政機関  
不正があると感じるに足る相当の理由があること  
(例:目撃した場合、証拠がある場合など)
- ③ 報道機関等  
(通報対象事実の発生・被害の拡大を防止するために必要であると認められる者)  
不正があると感じるに足る相当の理由があること  
+  
以下のような事由があること  
(例:内部通報では解雇されそうな事由、生命・身体への危害が発生する事由など)

近年も社会問題化する事業者の不祥事が後を絶たず → **早期是正**により**被害の防止**を図ることが必要

## ① 事業者自ら不正を是正しやすくするとともに、安心して通報を行いやすく

- 事業者に対し、内部通報に適切に対応するために**必要な体制の整備等**(窓口設定、調査、是正措置等)を義務付け。具体的内容は指針(\*)を策定【第11条】  
※中小事業者(従業員数300人以下)は努力義務
- その実効性確保のために**行政措置**(助言・指導、勧告及び勧告に従わない場合の公表)を導入【第15条・第16条】
- 内部調査等に従事する者に対し、**通報者を特定させる情報の守秘**を義務付け(同義務違反に対する刑事罰を導入)【第12条・第21条】

## ② 行政機関等への通報を行いやすく

- 権限を有する行政機関への通報の条件【第3条第2号】
 

|                              |   |                                 |
|------------------------------|---|---------------------------------|
| (現行)<br>信じるに足りる相当の理由がある場合の通報 | ▷ | (改正)<br>氏名等を記載した書面を提出する場合の通報を追加 |
|------------------------------|---|---------------------------------|
- 報道機関等への通報の条件【第3条第3号】
 

|                     |   |                                  |
|---------------------|---|----------------------------------|
| (現行)<br>生命・身体に対する危害 | ▷ | (改正)<br>財産に対する損害(回復困難又は重大なもの)を追加 |
| (なし)                | ▷ | 通報者を特定させる情報が漏れる可能性が高い場合を追加       |
- 権限を有する行政機関における公益通報に適切に対応するために**必要な体制の整備等**【第13条第2項】

### 内部通報・外部通報の実効化

## ③ 通報者がより保護されやすく

- 保護される人【第2条第1項等】
 

|             |   |  |
|-------------|---|--|
| (現行)<br>労働者 | ▷ | (改正)<br>退職者(退職後1年以内)や、役員(原則として調査是正の取組を前置)を追加 |
|-------------|---|--|
- 保護される通報【第2条第3項】
 

|                |   |                   |
|----------------|---|-------------------|
| (現行)<br>刑事罰の対象 | ▷ | (改正)<br>行政罰の対象を追加 |
|----------------|---|-------------------|
- 保護の内容【第7条】
 

|              |   |                           |
|--------------|---|---------------------------|
| (現行)<br>(なし) | ▷ | (改正)<br>通報に伴う損害賠償責任の免除を追加 |
|--------------|---|---------------------------|

\* 指針は、令和3年8月20日に公表(告示)。法は、令和4年6月1日に施行予定。

# 公益通報者保護法に基づく指針の概要

- 公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針

## 第1 はじめに

## 第2 用語の説明

## 第3 公益通報対応業務従事者の定め（法第11条第1項関係）

1. 従事者として定めなければならない者の範囲
2. 従事者を定める方法

## 第4 内部公益通報対応体制の整備その他の必要な措置（法第11条第2項関係）

1. 内部公益通報について部門横断的に対応する体制の整備に関する措置
  - (1) 内部公益通報受付窓口の設置等
  - (2) 組織の長その他幹部からの独立性の確保に関する措置
  - (3) 公益通報対応業務の実施に関する措置
  - (4) 公益通報対応業務における利益相反の排除に関する措置
2. 公益通報者を保護する体制の整備に関する措置
  - (1) 不利益な取扱いの防止に関する措置
  - (2) 範囲外共有等の防止に関する措置
3. 内部公益通報対応体制を実効的に機能させるための措置
  - (1) 労働者等及び役員並びに退職者に対する教育・周知に関する措置
  - (2) 是正措置等の通知に関する措置
  - (3) 記録の保管、見直し・改善、運用実績の労働者等及び役員への開示に関する措置
  - (4) 内部規程の策定及び運用に関する措置